



Title	離婚の中の子ども
Author(s)	三島, とみ子
Citation	長崎大学教育学部社会科学論叢, 35, pp.1-23; 1986
Issue Date	1985-11-30
URL	http://hdl.handle.net/10069/33569
Right	

This document is downloaded at: 2020-09-18T14:32:45Z

離婚の中の子ども

三 島（植木）とみ子

1. はじめに
2. 調査結果の概要
3. 夫婦の紛争にまきこまれる子ども
4. 離婚母子家庭の子ども
5. おわりに

1. はじめに

ここ数年、家庭機能の低下ということが深刻な問題となっており、子どもの暴力や親子間の紛争事件などこれ象徴するような出来事が連日新聞を賑わせている。九州大学教授有地亨を代表とする20名あまりのメンバーは、昭和59年度より3年間科学研究費の補助を受け、この家庭機能の低下の実態を明らかにし紛争処理の手続きを再検討するために、少年非行、離婚、老人問題の三つの側面から調査研究を進めている。59年度は問題状況を明らかにするための実態調査を実施した。離婚に関する実態調査は福岡大学教授大原長和、長崎大学助教授生野正剛、同（現高知大学助教授）松浦勲、および三島が担当した。このいちおうの調査結果は、科研中間報告書『現代家族の機能障害の実態と紛争処理の総合的研究——法・政策のための基礎的調査分析』¹⁾において報告した。ここではこの報告書中時間および紙幅の都合であまり触れることのできなかった、離婚にまき込まれた子どもの問題を中心に調査結果を捉え直し検討してみたいと思う。

離婚は基本的に夫と妻の問題であるが、二人の間の子どもは自分に関係のないところで決定された親の離婚ということから、必然的に大きな生活上の変化を受ける。最近、この「離婚の子ども」たちによく目が向けられ、いくつかの調査報告もなされている。全社協養護施設協議会「養護施設児童の人権と親の離婚についての調査」²⁾報告は、夫婦の離婚により子どもに与えられた影響について指摘し、円より子『<離婚の子供>レポート』³⁾は、離婚後別れた父と子の面接交渉の実態について詳細な報告をしている。もとより子どもの成長はプロセスの問題であり、親の離婚も、父子との関係もプロセスの中で見ていかなければならない。その意味で、親の離婚に至る過程から離婚後の生活を把握することなしには「離婚の子ども」は語れない。裁判所や離婚問題に関わる法律家が、これまであまりにも離婚中の9割を占める協議離婚の実態について無知であったことを反省し、本稿がこれからの紛争処理の方策を考えるための一助となれば幸いである。

2. 調査結果の概要⁴⁾

昭和59年度の調査では、われわれは福岡と長崎で計115名の離婚した女性を対象者として面接調査を行った。内訳は表1に示している。この中には離婚を前提とした別居中の者も含まれているが、分析に際して差し支えないものはすべてを対象にした。調査対象者は30歳代の者が最も多く、全体の過半数を占める（表2）。離婚女性のほとんどが1～3人の子どもと同居しており、単身者は4名である（表3）。これらの子どもは就学前ないし小学校低学年であるものが圧倒的であり（表4）、離婚女性は家庭の経済的な役割とともに、子どもの養育に関して大きな責任を負っていることが分る。

表1. 調査対象者のうちわけ

	離婚	うち			解内消縁	別居中
		協議	調停	裁判		
福岡	73	62	9	2	1	9
長崎	30	27	2	1	0	2
計	103	89	11	3	1	11

表2. 調査対象者の年齢 (%)

	対象者年齢	福岡	長崎	昭和53年度人口動態社会経済面調査、離婚
20歳未満	0	0	0	(0.9)
20～24歳	3 (2.6)	1	2	(11.7)
25～29歳	18 (15.7)	10	8	(30.5)
30～34歳	38 (33.0)	26	12	(21.1)
35～39歳	31 (27.0)	20	5	(15.9)
40～44歳	11 (9.5)	10	1	(9.2)
45～49歳	12 (10.4)	9	3	(6.1)
50～54歳	1 (0.9)	1	0	(1.6)
55～59歳	1 (0.9)	0	1	(2.1)
計	115 (100)	83	32	(100)

表3. 妻の年齢と一緒に暮らしている子ども数

	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳以上	計 (%)
0人				2		2	4 (3.5)
1人	2	9	17	9	2	3	42 (36.5)
2人	1	7	17	14	8	6	53 (46.1)
3人		1	4	5	1	3	14 (12.2)
4人		1		1			2 (1.7)
計	3	18	38	31	11	14	115

表4. 母と同居している子どもの年齢

3歳未満	30
3～6歳	57
6～9歳	40
9～12歳	27
12～15歳	17
15～18歳	10
18歳以上	17

調査対象者の経験した離婚のおおまかな特徴は以下のとおりである。昭和56年以降に離婚、別居した者が7割以上であるので（表5）、比較的新しい離婚の傾向が探られよう。これらの夫婦の別居した時の年齢を示したのが表6であるが、夫、妻ともに30代前半が最も多く、三分の一以上を占めている。全国の離婚の状況⁵⁾と比較すると、本調査は40代以上が少なく、近時問題となっている高齢者の離婚の実態が捉えきれないというらみがある。このことは同居期間の長さにも反映され、同居期間3～10年の夫婦が全体の過半数を占めており、

表5. 離婚(内縁解消含む)・別居年

	離婚	別居	計
昭和35年以前	0	0	0
昭36～昭40	1	0	1 (0.9%)
昭41～昭45	3	0	3 (2.6)
昭46～昭50	5	1	6 (5.2)
昭51～昭55	21	2	23 (20.0)
昭56～昭59	74	8	82 (71.3)

表6. 離婚した夫妻の別居時年齢 % (実数)

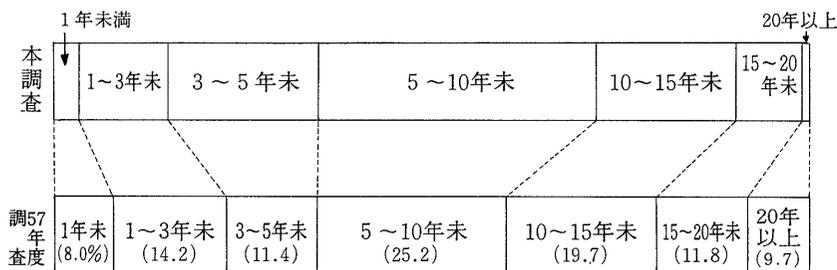
	本調査		57年度調査	
	夫	妻	夫	妻
20歳未満	0	0	0.2	1.0
20～24歳	4.3 (5)	11.3 (13)	5.1	10.7
25～29歳	21.7 (25)	27.0 (31)	15.5	21.2
30～34歳	37.4 (43)	35.7 (41)	27.0	26.2
35～39歳	23.5 (27)	16.7 (19)	19.0	16.8
40～44歳	5.2 (6)	6.1 (7)	14.2	11.9
45歳以上	7.0 (8)	2.6 (3)	18.9	12.5
不明	0.9 (1)	0.9 (1)		

表7. 同居期間 (別居中の者は別居に至るまでの期間)

同居期間	長 崎		福 岡			計
	離婚	別居	離婚	別居	内縁消	
1年未満	2	0	2	0		4 (3.5%)
1～3年未	3	1	8	0	1	13 (11.4)
3～5年未	4	0	18	2		24 (21.1)
5～10年未	15	0	23	3		41 (36.0)
10～15年未	3	1	16	2		22 (19.3)
15～20年未	3	0	5	1		9 (7.9)
20年以上	0	0	0	1		1 (0.9)

※他に期間不明1

図1. 同居期間分布の比較



20年以上の夫婦が極端に少ない (表7, 図1)。

離婚件数 103 の内訳は、協議離婚89, 調停離婚11, 裁判離婚3である。全国の統計と比較すると、協議離婚の比率が多少低く、その分調停、裁判離婚の比率が多少高くなっている (表8)。われわれの調査によれば、夫の生活力なし、ギャンブル、サラ金などの経済的理由により離婚となったものが群を抜いて多かった (表9)。

これは調査のとり方によるものだろうと考えられる。主たる理由とはわれわれが調査の過程から判断したもので、相手の性格が嫌になったとかその他の理由が、もともとは経済問題や異性関係に端を発している場合には、その根本的な理由を主たる理由とした。調査対象者自身が離婚理由として挙げたものすべてを見た場合は、全国の傾向と近似してくる。これらのことからすれば、一般調査では離婚理由の中で性格の不一致がかなり高い割合を占めているが、その実はわれわれの調査と同様の傾向になるのではないかと思われる。

調査対象となった夫と妻の平均結婚年齢は、一般夫婦に比べ低い (表10, 11)。このこと

表8. 種類別にみた離婚の割合 %

		協議	調停	裁判
本調査		86.4	10.7	2.9
全 国	56年調査	90.3	8.6	1.1
	57年調査	90.4	8.5	1.1

表9. 離婚理由

			主たる理由	理由として挙げたもの全て	43年度調査	53年度調査	
経済問題	夫	生活力なし	13	79	27.8%	26.4%	
		ギャンブル	12				
事業の失敗		2					
サラ金		17	44.8%				
浪費		2					
その他	4						
	妻のサラ金	2	2	24.0%			
異性関係	夫に愛人	23	20.7%	36	10.9%	20.5%	19.5%
	妻に愛人	1		1			
性格を嫌になった	妻が夫の	12	12.1%	67	23.7%	24.8%	25.1%
	夫が妻の	2		13			
夫の暴力		6	5.2%	31	9.2%	26.8%	29.0%
夫が家庭を捨てて省みない		5	4.3%	36	10.7%		
親、兄弟との	夫	1	3.4%	6	5.3%		
折合が悪い		妻		3			
夫が精神的に虐待する		3	2.6%	15	4.4%		
性生活がうまくいかない		1	0.9%	15	4.4%		
その他		7	6.0%	25	7.4%		

※再婚の離婚を含むので総数は116

表10. 結婚年齢

人

	妻	夫
19歳以下	4	4
20～24歳	70	35
25～29歳	33	57
30～34歳	5	16
35～39歳	3	2
不明	0	1

表11. 結婚平均年齢

		本調査	一般夫婦
見合	妻	25.6歳	26.6歳
	夫	28.6歳	30.7歳
恋愛	妻	23.9歳	24.6歳
	夫	25.3歳	27.0歳
全体	妻	24.1歳	25.3歳
	夫	25.9歳	28.0歳

は見合結婚、恋愛結婚ともに言えるが、われわれの調査では前者19、後者96と、結婚年齢の低い恋愛結婚の方に圧倒的な比重がかかるため、全体として妻では1.2歳、夫では2.1歳も一般夫婦より低くなっている。

夫や妻の成育歴が後の夫婦生活に一定の影響を及ぼすことは、これまでも指摘されてきたが、われわれの調査でもこれを確認することになった。夫や妻の五分の一が片親あるいは両親ともいない家庭で育っており(表12)、また両親が揃っている場合でもその夫婦仲はあまり円満だったとはいえない(表13)。これらの夫や妻は子どものうちに円満な夫婦像を形成することができなかったのではないだろうか。このことは妻の語る夫の成育歴のうちにもうかがえる。夫の約半数は親の離婚や再婚などを通じた複雑な家庭環境の中で(表

表12. 夫婦の育った家族の状況
人

	夫側	妻側
片親	21	20
兄弟だけ	3	2
祖父母だけ	2	0
不明	1	0

表13. 夫婦の両親の夫婦仲
実数 (%)

	夫の親	妻の親
円満	15 (13.0)	31 (27.0)
普通	41 (35.6)	40 (34.8)
あまり円満ではない	14	17
非常に悪い	3	1
別居している	2	3
離婚した	8	5
死別	32 (27.8)	18 (15.7)
計	115	115

表14. 夫の複雑な家族構成

親離婚, 祖父母に養育される	1
父 蒸発, 母 蒸発	5
父 死亡	21
養父母, 継母・継父	16
父子家庭	1
父 (アル中)	1
計	45

表15. 結婚年齢
%

	妻	夫	複雑な家族構成の夫
19歳以下	3.5	3.5	4.2
20~24歳	60.9	30.4	39.6
25~29歳	28.7	49.6	41.7
30~34歳	4.3	13.9	10.4
35~39歳	2.6	1.7	2.1
不明	0	0.9	2.0

14), 十分な養育を受けられず寂しい思いをして育ってきた。このような夫たちは、暖い家庭を求めて概して早婚である(表15)。しかし幼い頃から物事に対しきっちりと対処する能力を身につけていないために、自分の家庭作りもうまくいかず、短期間で壊れてしまう。

事例1 夫22歳, 妻20歳で結婚。夫の父は二度離婚している。夫は父の二度目の結婚中にできた子であるが、小学校5年の時父母が離婚し、その後父の三番目の妻が来た。それからの家族構成は、父, 継母, 異母兄(一番目の妻の子), 本人, 同母弟, 異父姉(継母の連れ子)の6名である。父は女性関係が激しく子どもには無関心で、継母は自分の連れ子ばかりかわいがった。夫は高校の頃家出し、高校を中退している。二人はスナックで知り合いすぐに同棲をはじめ、1年後に結婚式を挙げた。しかしその1年後には夫が不貞をし、サラ金の取立てまで来るようになる。その後半年も経たない内にまた他の女と不貞をし、同棲をはじめ、結局その女性と別れられないことから離婚。

事例2 夫20歳, 妻19歳で結婚。父は夫の出生後すぐに蒸発。母は病院調理師としてずっと働いてきており、夫は兄や姉から育てられた。とくに父親の顔も知らないことから不憫がられて甘やかされたようである。高校の同級生として知り合い、卒業2年後に子どもができたことで結婚に至る。しかし1年半後にはパチンコ、ギャンブルなどでサラ金に150万の借金をしていることが分る。その後、仕事や生活費のことで争っている際中、夫が暴力を奮ったので妻は離婚を決意した。

これらの夫婦の結婚の契機は安易である。調査の大部分を占める恋愛結婚で、互いが知り合った場所を問うと、職場と並んで多いのが余暇や飲み屋などの娯楽の場所であり、旅行中に知り合ったというものも数ケースみられた(表16)。結婚までの交際は婚前交渉あり

表16. 知り合った場所

職 場	34
学 校（在学中）	17
近 隣	6
余暇や娯楽の場所	27
その他	12

表17. 結婚までの交際程度

同棲していた	34
婚前交渉あり	48
〃 なし	30
不 明	3

表18. 夫を選択した基準（複数回答）

職 業	16
学 歴	1
収 入	12
家 柄	5
人 柄	72
容 姿	14
健 康	18
愛 情	64
考 え 方	12
家族関係	6
親のめんどうをみなくてよいこと	5
家の職業	4

その他	子どもができた	8
	明確な基準なくなるとなく	6
	親，周囲の勤めるままに	2
	相手への同情	3
	性交渉があったので	
	他に男がいなかった	
	頼りがいがありそうにみえた	
	周囲の反対への意地	
	一番嫌な面をみてこれなら許せると思った	
	妻の親の面倒をみてくれることを約束してくれた	
気が合った		
同じ宗教であった		
クラブで知り合い		

が一位で、同棲していたがこれに続く（表17）。このような性関係は相互に十分に知り合う以前にもたれている。夫を選択した基準では「人柄」「愛情」が多いのは当然として、つぎに多いのが「その他」であり、「子どもができた」「相手への同情」「性交渉があったので」など、これまでの交際から抜き差しならなくなつて結婚を決意したり、「明確な基準なくなるとなく」結婚に至るケースが目立つ（表18）。結婚への期待についても「親が安心すること」に寄せられた回答の多さや、「その他」に掲げられた内容からみて、結婚に対する当人たちの自主性が感じられない（表19）。ここでは気楽な結びつきの結果としての結婚像が浮かび上がる。

夫婦生活においても、夫と妻が十分に理解し合える状況は作られていない。夫に対する妻の不満のうち最も率が高かったのが「話し合い」に関する事項であり、「飲酒、かけごとなど」「生活費」「妻に対する思いやり」がこれに続く（図2）。妻は一日二時間以上夫と会話時間を持ってはじめて理解し合えたと感じるのに、約半数の夫婦が30分未満とほとんど会話がな（表20）。そこには、夫婦間に意見の相違が顕わになった時も、互いに納得のいくまで話し合うこともなく、まったく意思疎通をあきらめた夫婦の姿がある（表21）。このような夫婦では、妻は夫を自己中心と感じるのは

表19. 結婚に対して何を期待したか

親が安心すること	24
経済的な安定	4
精神的な安定	19
子どもが得られること	9
生理的に満たされること	0
社会的に認められること	3
生きがいを感じられること	5
愛情が満たされること	29

その他	結婚へのあせり	3
	一緒にいたい	2
	別になし	3
	家庭を作りたい	3

図2. 夫の態度に対する妻の満足度

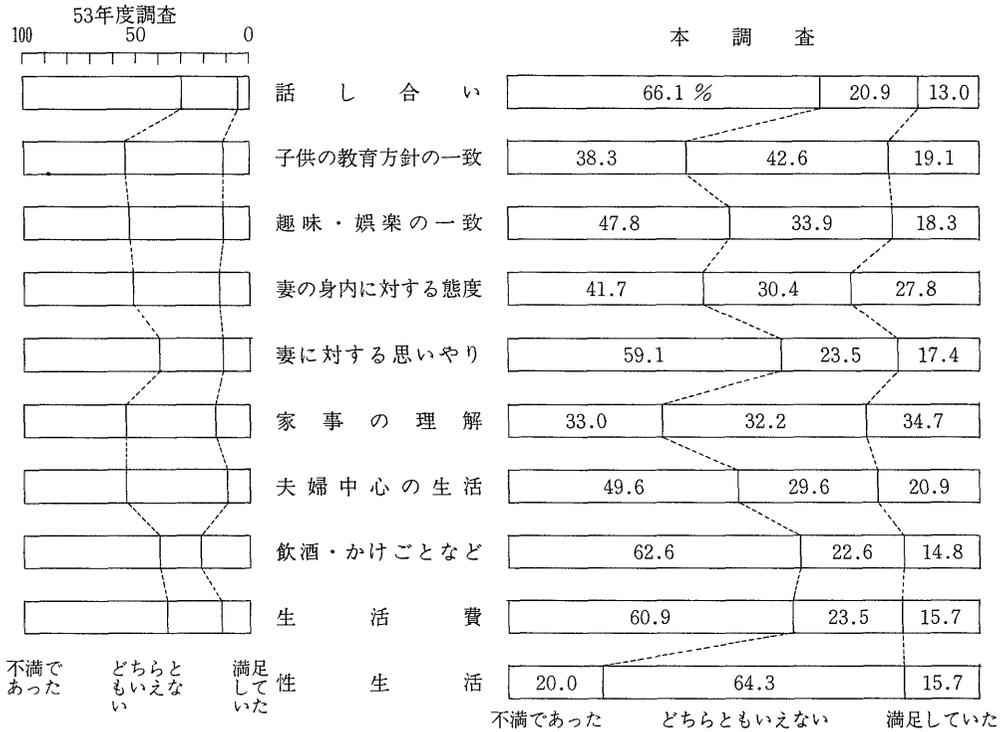


表20. 夫婦の会話時間

0～30分未満	55	うち { 満足 4 不満足 93
30分～1時間未満	25	
1～2時間 "	17	
2～3時間 "	10	うち { 満足 11 不満足 7
3時間以上	8	

表21. 夫婦間に意見の相違がみられたときの解決方法

	計	福岡	長崎
イ) いつも夫の意見を通す	29	19	10
ロ) どちらかという夫の意見	32	20	12
ハ) 平等に話し合う	19	17	2
ニ) どちらかという妻の意見	21	14	7
ホ) いつも妻の意見	6	5	1
ヘ) その他	8	8	0

(理由)

イ) ロ) と答えた者	
夫がわがまま	23
争いを避けたい	10
夫権に従うべき	9
夫が暴力をふるう	9
夫にいいふくめられる	2
夫が正しい	2
ニ) ホ) と答えた者	
夫は優柔不断で自分の意見をもたない	10
家庭は妻とよい、相談相手にならない	6
妻が合理的な考え方をもつ	4
妻が頑固	3
夫がやさしい	3
ヘ) と答えた者	
話し合いがない	4

表22. 妻からみた夫の生活態度

仕事中心	22
夫婦中心	2
子ども中心	5
家庭中心	5
自己中心	75
全般的に無気力	6

表23. 結婚することをどうやって決めたか

	妻	夫
自分の気持ちだけで決めた	80	94
親の意見を参考に自分の意思で	22	13
親の意見を重視	10	3
親以外の人の意見を中心に	3	1
その他、不明	0	4

表24. 夫婦と親との居住関係

同居23	夫方17	夫の父母と	7
		夫の父と	2
		夫の母と	8
妻方6	妻方6	妻の父母と	4
		妻の父と	1
		妻の母と	1
別居92	夫方と同一市内に居住		45
		それ以外	47
	妻方と同一市内に居住		61
		それ以外	31

当然であろうし(表22), また, 夫も妻に対して同様の気持ちを抱いているだろうことは容易に想像できる。

最後に, このような夫婦を取り巻く社会的な諸関係も非常に稀薄であるということが指摘できる。両親との関係を見よう。そもそも結婚はほとんど当事者のみで決められ, 親へは事後報告のみであるから, この場面で親の介入する余地はなくなっている(表23)。結婚中はそれぞれの親と同一市内

表25. 親との折合い

	妻と夫の両親	夫と妻の両親
非常によかった	14	6
よかった	35	36
どちらともいえない	49	48
わるかった	10	14
非常にわるかった	3	10
死 亡	4	1

に居住している夫婦もかなりあり(表24), 互いに訪問し会っているが, つきあいの内容は単に顔を見せるだけといった儀礼的なものであり, その結果, 相互の親との折り合いはどちらとも言えないとしか答えられない(表25)。このような親との関係は, 離婚前後夫婦が危機的状況に置かれている時も変わらない。離婚の問題が起きた時の相談先として, 調査

表26. 夫婦の問題の相談先(重複回答)

相談先		長 崎	福 岡	計
家庭裁判所	相談のみ	7	10	17 (14.7%)
	調停申立	6 (40.6%)	14 (28.9%)	20 (17.4)
公的相談機関		0	8 (9.6)	8 (7.0)
私的相談機関		1	4	5 (4.3)
親・兄弟姉妹・親戚		24 (75.0)	50 (60.2)	74 (64.3)
友人・知人		9 (28.1)	35 (42.2)	44 (38.4)
仲 人		3	7	10 (8.7)
宗 教 団 体		0	4	4 (3.5)
易, うらない		1	4	5 (4.3)
そ の 他		0	4	4 (3.5)
相談する人がいない		0	0	0
別に相談しなかった		3	9 (10.8)	12 (10.4)

表27. 同居期間別不和発生時期

(%)

同居期間 \ 不和発生時期	6ヵ月未満	6～1年未	1～3年未	3～5年未	5～10年未	10～15年未	15年以上	不明	同居期間数
1年未満		4 (100.0)							4
1～3年未	2 (15.4)	6 (46.2)	5 (38.5)						13
3～5年未	2 (8.3)	5 (20.8)	14 (58.3)	3 (12.5)					24
5～10年未	5 (12.2)	3 (7.3)	5 (12.2)	12 (29.3)	16 (39.0)				41
10～15年未	1 (4.5)	2 (9.1)	3 (13.6)	2 (9.1)	10 (45.5)	4 (18.2)			22
15～20年未	1 (11.1)	1 (11.1)	2 (22.2)	1 (11.1)	3 (33.3)			1	9
20年以上								1	1
不明								1	1

対象者の過半数が親，兄弟，親戚を挙げているが(表26)，この場合，相談された側は自分の身内を庇うばかりで，結果的にはより夫婦を離反させるように働いている。親，兄弟に代わる公的私的な諸機関も十分な相談機能を果たしているとは言い難く，頼みになるのは友人，知人だけというのが現状である。

3. 夫婦の紛争に巻き込まれる子ども

夫婦間に不和が発生し離婚に至るまでにはある程度の期間が経過し，その間に様々の夫婦の葛藤の場面が展開する。同居期間と不和発生時期との関連を見たのが表27であるが，同居期間が長い程，不和期間も長期化している。以下では離婚理由で上位3位までを占めている「経済問題」「夫の異性関係」「性格の不一致」について，不和発生から離婚までの経過を，不和継続期間との関連でいくつかパターン化してみよう。

①不和の原因が経済問題である場合

われわれの調査では夫のギャンブルによるサラ金問題と，夫の生活力のなさにより不和に至るケースが多かった。この場合不和から離婚までが長期にわたるものと，短期であるものとの大別できる。

長期化するものはこの結婚を何とか維持してゆこうとするひとえに妻側の努力に負っているようである。妻の性格は明るく，生活力もあり，いわゆる姉さん女房型である。

事例1 夫30歳，妻24歳で見合結婚。妻は夫がギャンブル好きであることを結婚当初から知っており，結婚時には夫の借金を自分の貯金の中から支払っている。結婚後7年間は夫もギャンブルを自分の小遣いの範囲内に納め，妻もその程度のことならと黙認していた。7年目にギャンブルのためサラ金に手を出したことを夫に打ち明けられて妻は動揺したが，親，兄弟に相談し，借金を少しずつ返済してもう一度やり直そうと決めた。この間妻は夫の興味がギャンブルに向かないように努めて夫婦共有の時間を持ち，色々な話をした。しかしその2年後に夫は再び同じ過ちを繰り返したことから，もう駄目だと判断。その後1年半かけて夫に離婚を説得したが，夫は妻に未練があり同意してくれない。最後に妻は夫の顔を見るのも嫌になり居住地の東京から自分の出身地に近い福岡に，子どもを連れて逃げてきた。

事例2 旅行中に知り合い、夫28歳、妻25歳で結婚。3年間夫の給料はよかったが、ほとんど飲み代、ギャンブルに消えていた。その後飲食店をはじめ、妻が経理を担当している間は売り上げが結構あった。夫の不注意による保証倒れがケチのつきはじめであるが、その後も夫は反省しようとせず遊興費に多額の金を使うので、夫に経理を担当させるようにした。しかしルーズさは治らず、高利貸しに手を出すようになって、最後には借金が2,000万円にも達した。商売を始めてから7年目である。夫はこの支払いから逃れるために長野に逃走。現在、妻は暴力団の借金取立てに苦しめられながらも、自分は離婚しており夫とは関係がないとつっぱねている。

若年層の結婚の場合、夫に経済問題が起きるとすぐに見切りをつけるケースが多い。とりわけ妻がさっさと水商売に入って夫を棄てるケースや出産を機に親の援助を受けて離婚するケースが目立つ。

事例3 高校生のときからの知り合いで、夫22歳、妻21歳で結婚。結婚当初、夫は新聞販売拡張員としてバリバリ仕事をしていたが、子どもの出産を機に夫はこれまでの仕事を辞め、転々と職を変わり始めた。その後半年も経たないうちに蓄えていた生活費がなくなったので、妻は水商売に入った。水商売での収入はそれ以前、夫から渡されていた生活費より多額なものであり、半年後には夫の仕事が続かない性格が鼻につきはじめた。それから3カ月後に妻から言い出して離婚。

事例4 友人の紹介で出会い1カ月後に同棲、当時夫18歳、妻17歳。3年後第1子が生まれた頃から夫が外で遊ぶようになりサラ金借金が始まる。その3年後第2子が生まれるのを機に妻子は実家に身を寄せ、別居状態のまま半年経過して離婚届提出。夫は現在サラ金借金が200万円位になっていると聞く。妻子は実父が大家をしている貸家に住み生活保護で暮らしている。

②不和の原因が夫の不貞である場合

このケースでは不和期間は概して長期化する傾向がある。夫の不貞は結婚後比較的早い時期から始まり、その後の夫婦関係がうまくゆかずけんかを繰り返しているうちに、夫が他女と同棲してしまったり、夫婦の葛藤に堪えかねた子どもから勧められたり、とうとう妻が夫に愛想をつかしたりして離婚に至る。

事例5 結婚6年目に夫の不貞。妻が問いつめると夫は家出しその女性と同棲、3カ月後に妻が夫を連れ戻す。3年後に再び夫は他の女性と不貞を犯し、その2年後から現在に至る13年間その女性と同棲中。夫婦とも大学卒で、現在、夫46歳、妻47歳。

事例6 結婚直後より夫の激しい女性関係に悩ませられる。そのための夫婦喧嘩が絶えず結婚15年後、すなわち離婚1年前には夫が他女と同棲するに至る。たまたま夫が帰宅した日、夫婦つかみ合いの大喧嘩をしたが、当背中1になる長男が「こんな夫婦だと子どもがたまらん、別れてしまえ」と言い、この言葉を聞いた妻は、このままでは子どもに悪影響が出ると思い離婚に踏み切る。当時夫38歳、妻36歳。

事例7 結婚2年後夫はA女と不貞、夫に収入が少ないため妻はパートに出て生活を支える。1度目の不貞より6年後再び夫の朝帰り、外泊が多くなり、その2カ月後にはB女と同棲するに至る。夫は1カ月で戻ってくるが、妻は1週間実家に帰る。夫婦関係が面白くなく、夫は飲み回るようになり、サラ金に350万円の借金ができる。借金逃れのため夫から離婚を言い出すが、妻は本格的に別れることを決意する。夫は別れた後も妻に未練があり、妻の異性関係を疑って暴力を奮うので妻は実家に奇遇、離婚時、夫33歳、妻32歳。

結婚から夫の不貞までの期間は長いが、不貞時に夫はすでに家庭には無関心になっているケースがある。この場合妻子のどんな態度をも夫は受け入れようとしないため、離婚までの期間は短い。妻側から見れば夫の不貞が離婚原因であるが、夫側からは性格の不一致

が原因として挙げられるかも知れない。

事例8 結婚後8年、夫の深夜帰宅、朝帰りがしばしばになり、妻は夫に女がいるのではとの疑いを持つようになる。派手な夫婦喧嘩の後、妻は実家に帰る。2～3日後、妻は後悔して夫にわびを入れるが、夫はすでに家庭を維持していこうという気はなく、子どもが話しかけても知らん顔。子どもは精神的に不安定になり、学校で暴れるようになるが、夫に話しても「それがどうした」と相手にしない。夫はしばしば金を持ち出し離婚を請求する。浮気後1年して離婚成立。

夫の不貞に経済問題が重なって妻が夫に見切りをつけるケース、妻の妊娠中に夫が不貞を犯した場合に実家の援助が受けられるケースでは、早く離婚が成立し、不和期間も短い。

事例9 結婚13年目に夫はこれまでの仕事を変えヤキトリ屋を始める。夫はヤキトリ屋の店員と親しくなる。商売は営業不振で夫は生活費を入れないばかりか暴力まで奮うようになった。妻は実家に戻り自活を始めたが、一時帰ってきた夫の家で夫と他女が寝ているのを目撃し、直後に調停申立。不和より半年で離婚、夫35歳、妻37歳。

事例10 結婚2年目第1子妊娠中に夫の不貞が判明。夫婦喧嘩の後、妻は頑なになって1週間以上口をきかなかった。妻の態度を見て夫は開き直り、外泊が多くなる。出産のため妻は実家に帰るが、夫は出産費用のみ送金して子どもに会いにもこなかった。2カ月後離婚。夫、妻とも大学卒で、妻は小学校教師である。

③性格の不一致で不和になる場合

夫、妻ともに高学歴の者に多い。結婚当初から互いの意識の違いはあるが、表面的にはあまり問題にならない。子どもができて妻が忙しくなったときに溝が深まり、何らかのきっかけがあつてはじめて離婚に至る。

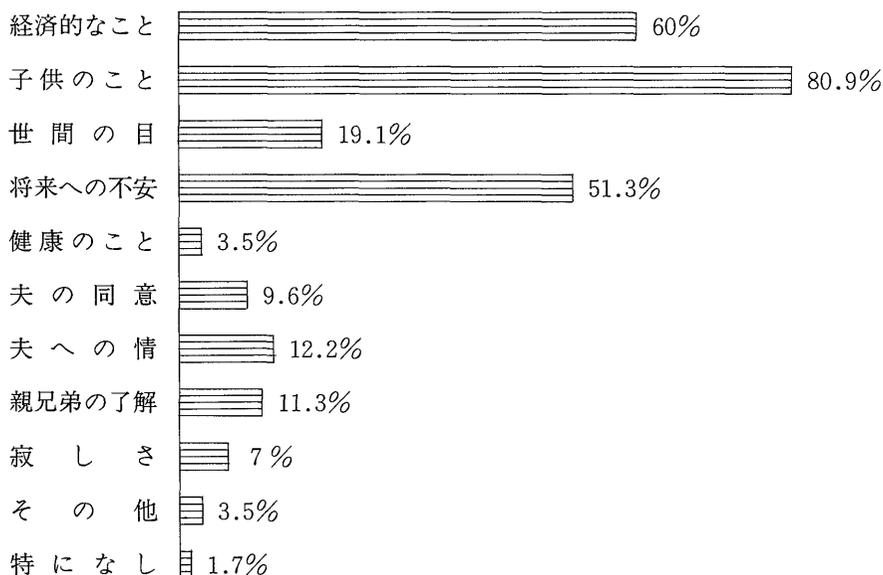
事例11 夫大学院卒、妻短大卒。妻の大学祭で知り合った。当初夫の世慣れた態度が妻には頼もしく映るが、結婚してからは夫の考え方を一方的に押しつけ干渉的だと思うようになる。夫は妻を飾り物のように考えよく遊びにも連れて回ったが、子どもが出来たとき夫はまだ欲しがらなかった。妊娠中は妻が歩歩けないので夫は外の女性と遊びに出かけ、妻は黙認していた。お産の静養中も夫はスチュワーデスと旅行している。この時は夫の家族が中に入り、夫はスチュワーデスと別れることを約束した。しかし夫は泣く子をうるさがり、妻は夫に怒られないようとても気を遣った。この間も夫は別れたはずのスチュワーデスと密会していることを知り、妻は離婚を決意。

事例12 妻は高校卒業後、現在まで国家公務員として働いている。夫が大学院在学中に結婚。子どもが二人になった頃から夫は朝早く出かけ夜遅く帰って来るようになる。妻が外で働いて家事に手が回らないことに不満を抱き、段々と溝が深くなってきた。結婚7年目くらいには互いに話もせず下宿人同様の生活となる。上の子が8歳になり夫婦の関係が分るようになってきたので、妻は離婚を決意。夫はこの時、「バンザイ、やっとこれで専業主婦の妻が得られる」と喜んだ。

このような夫婦の葛藤の中で、それが激しくなる程、また不和期間が長期化する程、子どもは親から通常の監護を受けることが困難になる。この間に子どもに及ぼされた影響については次節で詳述しよう。親自身、子どもをまったく考慮の枠外に置いているわけではないことは、離婚を決意するまでの悩みにおいて子どもの問題が占める割合の高さからも理解できるが(図3)、実際問題として夫婦の問題に対処することにせいっぱいで、子どもにじっくりと目を向ける余裕はなく、またこの間親の機能を代行してくれる機関もない。

さらに最終的に離婚を決定する際に夫婦間で問題になったことについての質問に対し、問題にならなかったという回答の多さと、とりわけそれが子どもの引き取りに関して多か

図3. 離婚を決意するまでの悩み（重複回答）



分母は調査対象者総数 115

表28. 離婚に関して夫婦間で問題となったこと (%)

問題の種類	問題の有無	問題になった	問題にならなかった	
離婚の同意	51 (49.5)	うち夫反対44 妻反対6 双方反対1	52 (50.5)	離婚数 103 (100)
子どもの引き取り	25 (24.5)		77 (75.5)	子のある件数 102 (100)
金銭・財産給付	33 (32.0)		70 (68.0)	離婚数 103 (100)

ったという事実に注意する必要がある(表28), これは子どもに対する父親の無関心さを象徴する数値である。このことを説明しよう。

子どもの引き取りが問題にならなかったケースでは, 1例を除き他のすべては母親が子どもの親権者, 監護者となっている(表29)。このような決定をしたことについての理由は表30に掲げているが, 父の側に子どもを育てていきたいとする積極的な意思がなく, 結果的に母の側に子どもが残ったと思われるものが大多数である。

子どもの引き取りが問題となったケースはどのような場合であったかを, つぎに見る。問題となったケース全25件をその結果と対応させて示しているので, 29表と併わせ参照されたい。

①全児につき妻が親権者, 監護者となったもの……15ケース

表29. 子の引き取りが問題となった場合と親権者・監護者 (％)

問題の有無	親権者・ 監護者	全児につき 妻が親権者 監護者	全児につき夫親権者			子供を夫婦で分けた		計
			計	夫が全 児の監 護者	妻が全 児の監 護者	1部の子 につき妻 監護者	計	
引き取りが問題にならず		76 (98.7)	1		1			77 (100)
引き取りが問題になった	①	15 (60.0)	② 1 (20.0)	③ 3	④ 1	⑤ 5 (20.0)	⑥ 2	25 (100)
計	④	91 (89.2)	6 (5.9)	1	⑥ 4	1	5 (4.9)	⑦ 2 (100)

妻が親権者、監護者として全児を引き取った数 ④+⑥+⑦=97 (95.1%)

表30. 離婚の際妻が全児につき親権者となった理由 (複数回答あり)

妻が全児につき親権者となったもの総数	91(100%)
夫は子供を養育する経済的・生活的能力がない	33
夫は性格的に育てるのに不適	17
夫は子供を養育する環境にない (生活態度, 女性との同棲も含む)	18
夫には育てる時間, 養育する人がない	3
夫には養育する意思がない (子に無関心, 愛情がないも含む)	18
夫の意思	3
子供が小さい	11(12.1)
子供を育てるのは母親がよい	3
男は再婚するので	3
妻が子供を育てたかった (手離せない, ほしかったも含む)	8
夫に子供を渡したくない	3
子供の意思 (母になついている, 父になついていないも含む)	10(11.0)
離婚する際, 現に妻が養育していた	2
夫は蒸発している	2
子供を別々にするのを避けた	1
夫は婿養子だったので	2
当然と考えた	2
妻の方が経済力があつた	1
その他	1

(分母 妻が親権者となった総数)

- いちおう夫も子どもを引き取ることを言ってみるが, その意思はあまり強くはなく, また養育態勢も整っていない。離婚後は養育料も支払わず, 子どもとの交渉もまったくない…… 8 ケース
- 子どもに対する愛情というよりも妻への未練から, 子どもをたてに離婚拒否したもの。離婚当初のみ金銭給付あり…… 2 ケース
- 夫は離婚不同意。慰謝料, 養育料でもめたあげく, 子どもの親権の取り合いになった。調停で養育料2人分月4万円と決定し, 現在履行中。

- 夫は離婚不同意。子どもも双方が引き取ることを主張したが、調停で妻が子どもを引き取るかわりに金銭は一切要求しないということになる。
- 夫にも子どもに対する愛情が感じられるもの…… 3 ケース
 - ・ 子どもがなついている妻が引き取ったが、離婚後も月 2 回の面接交渉あり。
 - ・ 子どもの引き取りについて夫婦で話し合い、当時より経済力のあった妻が引き取った。養育料として夫も一括 200 万円を支払ったが、その後の交渉はない。
 - ・ 幼い子どもは女親がみる方がよいとの夫の考えのもとに、妻が子を引き取り、養育料は夫が支払うことを約束。一括 200 万円、その後の交渉なし。
- ② 夫が親権、監護権の双方を取ったもの…… 1 ケース
 - 双方とも学校教師という同条件で、夫方には成年に達した先妻の子どもがいる。引き取りの対象となった子も 14 歳と手がかからないし、何より子ども自身が「自分は男だから男親のもとにいたい」と意思表示した。
- ③ 全児につき夫が親権者、妻が監護者…… 3 ケース
 - 妻が家出し、離婚後に子どもを迎えに行ったところ、親権を夫に譲るという条件でなければ子どもを渡してくれなかった。養育料もその後の交渉もなし。
 - 当初は借金逃れの偽装離婚のつもりだったので。父子の交渉月 2 回ずつあり。
 - 夫は長男で男の子は家の後継者であるからと、夫の親が強硬だった。養育料月 5 万の支払いと年 6 回の父子の交渉あり。
- ④ 全児につき夫が親権者となったが、監護者は夫と妻で分けた…… 1 ケース
 - 夫は妻に未練があり、子ども 2 人の親権者をどちらも夫にすることが離婚の条件だった。10 歳男児を夫が、4 歳男児を妻が引き取り、月 1 回 4 人揃って食事をすることも約束させられたが、妻はこれを嫌い住所を変えて夫から連絡が取れないようにした。現在、夫は行方不明で、夫が引き取った子は夫の母と弟夫婦が面倒をみている。
- ⑥ 子どもを夫婦で分けたが、後に夫の子を妻に親権変更し引き取った…… 2 ケース
 - 子どもをどちらが引き取るかもめたあげく、子どもの意思で当時 16 歳女子は母が、13 歳男子は父が引き取った。その後父が行方不明になったので親権者変更し、母が引き取る。
 - 夫の両親が子どもを引き取ることを強く主張し、6 歳女児と 4 歳男児もそう希望したので妻は 1 歳男児だけを引き取り離婚した。半年後、夫が子どもに愛着がなく、他女と同棲して養育は自分の両親に任せっきりであることを理由に親権者変更。子ども自身もその時は母と一緒にいることを希望した。
- ⑤-⑥ 子どもを夫婦で分けたもの…… 3 ケース
 - 小学 4 年生の娘を夫と舅が手離さない。毎日の養育は舅がしている。妻は 7 歳と 9 歳の男児の親権、監護権をとった。娘にも会いたいが相手方から「来るな」と言われている。
 - 10 歳女子を妻が、8 歳男子を夫が引き取った。妻が家を出てしばらくして子どもを連れに行ったが、夫が男の子は渡さなかったし、子ども自身も家を離れたがらなかった。この息子は母を見ると困ったような顔をしてニンマリ笑うが、逃げるようにその場を去る。離婚直後だからこれから先のことは分らない。
 - 夫の親と隣り同志で住んでいて、長子はよくかわいがられていた。妻は第 2 子を実家で出産し、そのまま別居、調停離婚。長子は夫方が引き取り、夫の両親が面倒をみている。妻は年 4 回会い電話もよくする。次子は妻が引き取ったが、夫とは会っていないし、養

育料ももらっていない。

以上の内容から判断すると、父親が真に子どもに愛情があり、子ども自身のことを考えて引き取りを主張したと思われるのは①の3ケースと②の1ケースのみである。子どもを引き取り夫側で養育している場合でも、実際は自分の親に任せっぱなしであり、夫自身が再婚などした時に、はたして子どもの養育に目が向くのかどうか疑問である。残りのほとんどのケースでは、子どもの引き取りは離婚の同意や金銭給付など他の争いと絡みでかけひきに利用されているにすぎないように見受けられる。このことの結果、圧倒的に多くのケースで妻が一人で子どもの養育を担当することになるが、夫はこれに対して養育料の支払いすら満足にしていないという状況である（表31）。

ほとんどの夫に父親としての責任感が欠如しているということは、離婚後の父子の関わりからも見てとれる。もっとも妻の許に置いている子どもたちと会うには、それなりの妻の意識が必要である。表32から妻の側に父と子をおわせたいという意識があつてこそはじめて、父子間の交流が可能であることが分る。しかし父子の関わりの実態は、きわめて貧弱なものである。子どもの引き取りが問題になったケースについては先に言及したので、

表31. 夫の養育料支払についての取り決めの有無と夫の分担

子1人あたり月額	取り決めあり			夫が自発的に	夫分担総計	
	計	うち調停	うち中断			うち不払
1 万	1	1			1	
1.5万	4	2	1		3	
2.0万	9	5	3	1	6	
2.5万	2		1	1	2	
3.0万	2			1	1	
3.5万				1	1	
5.0万	2				2	
一括	4				4	
その他				1	1	
総 計	㉓24	8	㉔ 5	㉕ 2	㉖ 4	(㉓-㉔-㉕) + ㉖ 21

表32. 父子の面接交渉に対する母親の意識と実態

意 識		実 態	
会わせたい	22 (21.6%)	交渉あり	19
		手紙, 電話あり	0
		なし	3
会わせたくない	42 (41.2%)	交渉あり	5
イ. 会わせたくない	17	手紙, 電話あり	2
ロ. 一生会わせたくない	15	なし	35
ハ. 判断力がつくまで	10		
子どもの判断にまかせる	38 (37.3%)	交渉あり	6
		手紙, 電話あり	4
		なし	28

ここでは引き取りが問題にならなかったケースでの父子の関わりの実態を紹介する。

- ①離婚後1度だけ関わりをもったもの……5ケース
子どもと別れてから1回だけ会いに来たり、電話、葉書を寄こしたが、あとは没交渉。
この場合養育料はまったくない。
- ②年に数回、手紙や電話がある……3ケース
会いには来ないが、子どもに手紙や電話を年に数回寄こす。子どもはいずれも小学生である。養育料支払いなし。
- ③年に数回会う……5ケース
、子どもが中学生以上で自分で判断し行動できる年齢になっており、母親抜きで年に数回会っている様子。養育料なし。
- ④養育費を夫が支払っている場合……6ケース
夫が養育費を自発的にあるいは決められたとおりに支払っており、状況に応じて週1回から年に数回の割で会っている。以前は会わせていなかったが、夫が養育料を支払うようになって妻が軟化し会わせているケースもある。また夫あるいは妻が復縁を願っているケースもある。
- ⑤夫に離婚をしたという意識がないケース
 - 妻がしっかりしていて経済力のない夫に愛想をつかし離婚。しかし離婚後夫は妻子の居所を捜しあて、ほとんどそこに入り込んで生活している……2ケース
 - 非常に若い夫婦で夫のギャンブル、サラ金のため簡単に離婚。離婚後もしばしば母子揃って会っている……3ケース
- ⑥その他……1ケース
養育料も貰っていないし、離婚後夫はすでに愛人と同棲しているが、妻が子どもに父親のないことの影響を心配して会わせている。
以上離婚後の父子の交流は非常に稀薄であり、このことだけからすると父子関係を持つことで子どもが父親から何らかのよい影響を受けているとは考えられない。むしろ現在の父子の交流の実態は、子どもに会ってみたいという父親側の一方的な要望のみを満足させるために機能するものごとくである。「こちらの教育方針も考えず、勝手な贈り物をしてくるので迷惑だ」と訴える母親も、われわれの調査の中に数名存在している。
ここでは夫婦の紛争の過程で、いかに子どもが見落とされているか、そしてそれがとくに父親の側に顕著である事実を見てきた。次節では母とそこに引き取られた子どもの関係について見ていこう。

4. 離婚母子家庭の子ども

両親の離婚はそのこと自体子どもに非常なショックを与える。しかしそれ以前の夫婦間の葛藤がなくなるわけであるから、ある意味では子どもは安定した状況に置かれることになる。ここではまず、こうした離婚直後の子どもの反応を見る。

- ①安心する
 - 不和期間が長く、子どもが離婚を勧める……8ケース
 - 父親からうとまれ、暴力を奮われていた……10ケース

②明るくなる……9 ケース

離婚前、妻が精神的に不安定で子どもに当たっていたのが、妻が落ち着くとともに子どもは明るくなった。

③寂しがる……31 ケース

父親を恋しがったり、布団の中で泣いている。父の日に父親の絵を描くのをやがる。

④情緒不安定になる……6 ケース

母子の居所を転々と変えることなど、環境の変化により子どもが精神的に不安定になった。

⑤反発、反抗する……10 ケース

喘息、胃痛、神経性胃炎等になった。食事をしない。暴れる。母の言うことを聞かなくなる。

⑥反応なし……41 ケース

- 子どもが小さいから分らない。
- 以前から父親は不在がちで、あまり変化がなかった。

離婚直後の子どもの反応を、夫婦の不和期間の長短、その時の子どもの年齢、母親自身の態度の三つの要素からパターン化を試みるとつぎようになる。

不和の間子どもは精神的に落ちつかず神経質になっていたが、離婚後落ち着きを取り戻したというものがある。つまり夫婦げんかの緊張した雰囲気の中で子どもは気を遣い、また父や母に八ツ当たりをされて情緒不安定に陥るが、監護者である母親が落ちつくことにより子ども自身ものびのびと明るくなるのである。このケースは子どもが小さく、したがって不和期間も短いものに見られる。

事例1 53年に恋愛結婚し、その年の暮れに長女誕生。2歳の頃から不和になり、翌年別居。この際子どもの取り合いで、夫と妻が子どもを引っぱり合った。保育所の保母によると、この頃の子どもの描く絵は暗かったが、離婚後、カラフルになり明るくなったとのこと。

事例2 48年結婚、50年に長男誕生。この頃から夫の女性関係で夫婦喧嘩が始まるが、子どもはすぐそれを察知し顔色が変わっていた。子どもに影響が出てはいけないと思い2歳の時に別居、その後のびのびと育っている。

事例3 51年1歳の子を連れて結婚。その後3人子を産むが、夫が働かず56年より不和、59年に離婚。子どもたちから「母さんが明るくなり怒らなくなった」と言われるが、子どもたち自身も明るくなったと思う。

子どもが多少大きくなっていても、不和期間が短く、母親がきちんとした姿勢を保っている場合には、親の離婚という精神的ショックを乗り越え、子どもはひと回り成長するようである。

事例4 46年に結婚、47年第1子、50年第2子誕生。この頃から夫のギャンブルで悩まされるが、本格的な不和は再度のサラ金問題を起こした55年からである。これ以後、夫は子どもとあまり接触しなくなったので、子どもは自然に母親の味方という感じでついてきた。母親は国家公務員としてずっと勤めている。57年離婚するが、これ以後、とにかく3人で何事もしなければいけないということで、お互いに責任を持つようになりしっかりしてきた。

事例5 43年結婚、46年第1子、49年第2子誕生。51年頃より夫と不和状態が激しくなる。第1子は夫婦の関係が分るようになり、54年に相談すると「離婚してもいいよ」との返事を得た。下の子は6歳でよく

分らず精神的に不安定になったようだ。離婚後、第1子は母親をきちんと支え励ますようになり、とても明るくなった。

不和期間が短くても子どもに何らかの悪影響が出ているのは、子どもがある程度大きくなり、離婚前後の母親自身の生活が相当荒れた場合である。若年者の結婚や母親が定職を持たない場合に多い。

事例6 夫18歳、妻21歳で50年に同居、52年に届出し第1子出産。55年に第2子出産。58年第3子妊娠中に夫が不貞を犯し不和状態となる。1年後には離婚をしたが、この間妻は何度も家を飛び出している。子どもにも八ツ当たりをしていたため、小1になる長女はしばらく食事をせず母親に反抗的になった。母親は現在パートの職で生活保護に頼っている。

事例7 48年同居、届出。49年第1子、57年第2子出産。この頃から夫の朝帰りが始まり、女性関係が判明。59年より別居中であるが、まだ離婚はしていない。別居後妻の生活は荒れ毎日酒を飲み2カ月間で20kgもやせるほどだった。子どもはこの間、学校でもうわの空、うそをつくようになった。母が落ち着くとともに子どもも落ち着いてきたが、父の事を言うと荒れるので、この言葉は子どもの前では禁句になっている。また母の言うことを聞かない傾向がある。

不和期間が長い場合は子どもへの影響は大きい。以下は不和期間中に子どもが非行化しはじめたり、心身症になりかかったけれども、離婚を契機に立ち直った例であるが、離婚原因を作った父親への不信は根強く残っているケースである。

事例8 44年に同居、45年長女出産、48年入籍、その年次女出産。55年に長男を出産するが、これ以前から夫はギャンブルに凝り、借金取りが家に来るような生活が続いた。57年に長女は酒を飲んで暴力を奮う父親を軽べつして非行化する。翌年この子たちが離婚を勧めるのを契機に母はやっと決意し別居した。その後長女は非行から立ち直った。

事例9 38年に結婚。39年長男出産後から夫は飲酒、マージャンで夜遅く帰宅。41年長女、44年次女出産。54年に夫が不貞を働いていたことに妻は気づくが知らぬ顔をしていた。翌55年に夫は他女とやり直したいので離婚しようと言い出すが妻は拒否。夫は荒れて子どもに当たるようになる。そのうち子どもが気づき、夫婦喧嘩をしていると、長男が飛び出してきて母をかばい親子喧嘩に発展するようになる。次女はこの間全身じん麻疹で2カ月以上療養している。その年の暮れに夫が家を出て調停申立、離婚に至る。長男は高校で家庭調査に父親の名前を書くのを拒否して、父親を決して許そうとしなかった。

われわれの調査したケースの中で不幸にして子どもが非行に走ってしまったものも数件あった。いずれも子どもの年齢は高く、不和期間が長く、母親としては多少依存心の強い性格であった。

子どもは離婚直後の危機を首尾よく乗り越えられたとしても、その後の母子家庭での生活の中でまた様々な困難に遭遇する。離婚後の母子の生活は概ね苦しい。離婚後困ったことは何かを自由に回答してもらうと、子どもの問題、経済上の問題、職がないことがまず挙げられる(表33)。母親は生活を支えるため職に就くが(表34)、そうすれば子どもの養育に欠ける恐れがでてくる。職はパートといえどもフルタイムと時間的にはたいした変わりはないし、またフルタイムの場合でも中途採用者の賃金は驚く程低額である。児童扶養手当の支給を受けて、はじめて生活費が月15万円程度に嵩上げされるが(表35)、この額で母と平均2名の子どもが生活するのは容易ではない。もちろんこの母子世帯のほとんどは民間の借家に居住しており、乏しい生活費の中から高い家賃を支払っている。実家の援助も、精神的に励ましてくれる程度であり、実質的に頼りにできないものが過半数である

表33. 離婚後困ったこと

困ったこと	生活費などの経済的な事	33
	職がなかったこと	23
	子どもの養育, しつけ, 非行	41
	世間の偏見 <small>(社会的信用度のなさも含む)</small>	14
	住 宅	10
	妻の精神的淋しさ	8
	そ の 他	7
困った事はなし	24	

※複数回答

表34. 職種と就業形態

(%)

販売・サービス・自営 (フルタイム)	29 (25.2)
販売・サービス・自営 (パート)	20 (17.4)
専門・技術・管理・事務 (フルタイム)	46 (40.0)
専門・技術・管理・事務 (パート)	5 (4.3)
内職・日雇	2 (1.7)
無 職	11 (9.7)
不 明	2 (1.7)
計	115 (100)

表35. 収入源と収入額

(%)

	10万以下	10~15万	15~20万	20~25万	25~30万	30~35万	35万以上	不明	計
賃金+児童扶養手当	3	17	13	3	1	1	1	0	39 (33.9)
賃金	2	2	2	1	3	0	3	0	13 (11.3)
賃金+児童扶養手当+生活保護	1	4	6	1	0	0	0	0	12 (10.4)
賃金+児童扶養手当+前夫仕送り	0	0	4	2	1	0	1	0	8 (7.0)
賃金+児童扶養手当+貯金	0	2	1	1	0	0	0	1	5 (4.3)
賃金+親族援助	1	3	1	0	0	0	0	0	5 (4.3)
賃金+児童扶養手当+親族援助	1	1	1	1	0	0	0	0	4 (3.5)
賃金+前夫仕送り	0	2	0	0	0	0	0	0	2 (1.7)
生活保護+児童扶養手当	0	3	0	1	0	0	0	0	4 (3.5)
そ の 他	1	6	5	5	2	2	0	2	23 (20.0)
計	9 (7.8)	41 (35.7)	32 (27.8)	15 (13.0)	7 (6.0)	3 (2.6)	5 (4.4)	3 (2.6)	115 (100)

その他 (賃金+児童扶養手当+生活保護+借金), (賃金+児童扶養手当+その他) 4,
 (賃金+親族+前夫仕送り+児童扶養手当), (賃金+前夫+児童扶養手当+生活保護),
 (賃金+児童扶養手当+生活保護+借金), (賃金+児童扶養手当+貯金+その他),
 (生活保護+児童扶養手当+貯金), (賃金+児童扶養手当+前夫+貯金),
 (賃金+生活保護+児童手当), (賃金+貯金) 2, (賃金+生保) 2, (前夫+貯金),
 (賃金+児童扶養手当+前夫仕送り+借金), (賃金+児童扶養手当+借金), (賃金+年金)

(表36). 離婚後の妻はこのような生活状況の中で, 多少でも収入の多い夜の仕事に流れていたり, ストレスが高じて精神的な不安定に陥ったりする者もある。このような母子の生活において, いったん夫婦間の不和の影響から解放された子どもたちが, 新たにスポイルされる状況が生まれる。離婚後, 子どもに関し困ったことというのは以上に述べられたことばかりではない。

表36. 実家の援助

()内はうち実家への寄与件数

援助をうけている	経済的・精神的に	24(12)
	経済的に	4(2)
	家事・育児	15(6)
援助をうけていない	精神的に	45(1)
	特に役立っていない	18(0)
	つきあっていない	4(0)
実家なし		5
計		115(21)

母子家庭の母親たちは、父親のモデルがないことではたして子どもが正常に育っていくのか、さらに学校などで子どもたちが嫌な思いをしないか、就職、結婚の場で差別されるのではないかなど、これまで欠損家族と呼ばれ分類されてきた既存の観念に取り付かれ、真剣に悩むのである(表37)。以下では、離婚後の母子家庭の生活が子どもの成長に悪影響を及ぼしたと思われるケースと、そうでないケースを事例的に取り上げ、多少問題点を整理してみたい。

①子どもの成長に悪影響を及ぼしたケース

事例1 結婚直後からの夫の激しい女性関係のため夫婦喧嘩が絶えなかった。中1の長男に「こんな夫婦だと子どもがたまらん、別れてしまえ」と言われて、母は離婚を決意した。昭和50年、中1長男、小3次男、小1長女のすべてを母が引き取る。3年間は妻の姉が子どもたちの面倒を見てくれた。この間母は仲居を続け、子どもを姉から引き取った時には、仲居頭に出世している。毎日の帰りが遅くなるため夜は子どもだけで過ごさせていたが、子どもたちは風呂にも入らず、家の中はメチャメチャだった。55年頃より次男に非行の目が出てきたようである。その後57年頃、内縁の夫が家に入ってきたことにより、子どもたちが徹底的に反発した。次男は非行を繰り返し、高校を中退したあげく現在は少年院に入っている。長女も家出、外泊が多く高校を中退した。現在の内縁の夫は金銭的にもルーズで、母は別れたほうがよいとも思うが、それ以後の寂しさを考えると別れられない。

事例2 夫の愛人関係が理由で離婚したが、夫はその後復縁をせまってくるので住所を知らせず転居した。しかしこれを捜し出し家具を壊したり、妻の歯を3本も折るなどの乱暴をした。母子は昭和57年より夫に見つからないよう住民票を置いたまま転居し、当時小学2年の子どもも仮入学の手続きで他の学校に転校し、今日に至っている。夫は現在他の母子家庭に入り込み、稼働もせずブラブラしているが、今だに母子の行方を追っている。母は顔の見られにくい裏方の仕事を捜して働いているが、子どもも世間を気にして常に恐怖感を持ち安定した生活ができない。子どもは3歳の頃より性器をさわる癖があり、現在まで再々注意してきたが治らず将来に影響しないか心配である。

事例3 子どもは絶対に渡さないという父親の許に、8歳、7歳、5歳の男児を置いて離婚した。その後父親が多額の負債を作り蒸発したため、7年後の今年母親が引き取った。しかし母親になかなか馴じも

表37. 子どもに関し困ったことのうちわけ (複数回答)

①精神発達上の問題	
父親のモデルがない。	12
子どもなりに親の離婚で心を痛めている。	9
子どもが父親をほしがる。	5
子どもが母親に密着する。	3
非行に走るのではないかと心配。	3
②子どもの養育と仕事との両立に関する問題	
子どもが病気のときに世話ができない。	7
子どもを養育しながら働ける職場がない。	6
子どもの養育が十分にできない。	6
子どものための将来の貯えがない。	2
③社会的な差別に関する問題	
学校などで父親がいらないということで嫌な思いをさせられるのではないか。	8
就職や結婚のとき不利になるのではないか。	7

とせず、中3の長男は非行グループに入り児童相談所で定期的に指導されている。中2の次男は友人に傷害をおわせ、児童相談所に一時保護中。小6の3男はこのような兄弟と一緒に置くことが好ましくないため、母親の実弟夫婦宅に一時転居依頼中である。母親は離婚時に子どもたちを父親の許に置いてきたことを深く後悔している。

②一時期子どもの成長に悪影響が出たが、それを克服したケース

事例4 父親の収入が不規則で女性関係ができたことなどから、2年前に18歳男子、15歳男子、13歳女子を連れて離婚。母親は3児の養育のため収入の多いところへ転々と職を変わり、高収入の深夜業についた。しかし時間的に子どもとの交流が少なくなり、欲求不満からか、次男が登校を拒否しはじめ、長女も非行グループと付き合いはじめた。児童相談所でかなりの時間、指導助言を受け、現在では母子ともお互いの立場を理解し合えるようになった。登校拒否を続けていた次男は高校合格、長女も正常な中学生になった。

事例5 夫の激しい浮気の腹いせに妻も不貞をしたことが知れて離婚となった。当時10歳男子、7歳男子、5歳女子を妻が引き取り、パートの店員をしながら生活保護で暮らす。母は、仕事と子の養育でストレスがたまっては、時に子どもを寝かせつけた後飲酒に出かけていた。だんだん子どもとのコミュニケーションがまざくなり、長男は非行グループに傾き、バイクの無免許、飲酒運転で交通事故死した。それを機に母親は目が覚め、現在は懸命に働き、子どもの養育にも頑張っている。下の子二人には問題は出ていない。

③離婚を契機に子どもが一段と成長したと思われるケース

事例6 54年に性格の不一致で離婚。当時8歳女子、6歳男子を妻が引き取る。子どもにははっきり説明し、子ども自身も下の子はよく理解できなかったようだが、上の子は「離婚してもいいよ」と言ってくれた。母親は国家公務員として働いているが、食事の時おおいにしゃべり合うことにし、何事も子どもと相談し合っている。また休日にはなるべく家事に時間をとられないように気をつけ、子供会等、子どもの行事にもせいっぱい付き合っている。子どもは家計のことも分っているので、母親をきちんと支え、また励ましてくれるまでになった。

事例7 夫の度重なるサラ金問題から夫を信頼できなくなり、57年に離婚した。10歳男子と7歳女子は当然といった形で母親についてくる。とにかく3人で何事もしなければいけないという姿勢で、それぞれが責任を持つようになってきた。親が仕事から帰ってくるまでの1時間余りの時間は宿題をしたり、近所の子どもたちと遊んだりしている。休日は家事を3人で分担し、あとはできるだけ3人で共通の文化的時間を持つようにしている。母親は公務員。

事例8 母親は会社社長。51年離婚時に当時19歳男子、18歳女子に相談したが、親の問題だから自分達と切り離して一番よい方法をとればよいと言ってくれた。ともかく独立心の強い子どもに育ったようで、配偶者を選ぶときもそれぞれ自分で責任を持って処理した。

子どもの養育に悪影響が及ぼされたケースをみると、事例1は母親が仕事や他のことに関心を奪われ、子どもにほとんど関心がなかった場合、事例2は夫から逃れるために世間から隠れ、子どもの養育環境が非常に不安定であった場合、事例3は子どもたちが父親の許で十分な監護を受けることができず、自分たちを置いていった母親に反感すら抱いていた場合のことであり、いずれも子どもがまったく忘れ去られた状況のものである。反対に子どもがより一層成長したと思われるケースでは、母親自身が自分の生き方に自信を持ち、子どもとの対等の意思疎通を常に心がけ、かつその生活は社会的にも拡がりをもっている。一時期子どもに悪影響が出たが、それを克服したケースでは、母親の経済的あるいは精神的状況から子どもの監護が怠られていた場合であるが、母親がそれを自覚し意識的に子ど

もの方に目を向けたことで、子どもが立ち直ることができた。以上のようなことから、母子家庭の子どもにとってもっとも必要なことは母親の適切な監護であることが明白になった。経済的に貧しくとも、また父親という具体的な男性モデルがなくとも、母親の確固とした信念を持った養育態度いかんで、子どもは立派に育ちうるのである。

5. おわりに

これまで離婚からその後の母子家庭の生活までを通して、子どもの問題を見てきた。ここで指摘できることは以下の通りである。

まずはじめに離婚の増加という現在の社会現象は、一朝一夕に出てきたものではなく、これまでの歴史的な産物であるから、これからはしばらくは避けられない状況にあるということを確認する必要がある。もちろん現代という社会状況——かつてと比較して離婚を罪悪視しなくなった風潮、女性が経済的自立をしやすい社会的条件等——が離婚の増加に拍車をかけている事実は否めない。が、しかし、我々の調査によれば協議離婚の多くは、近時マスコミなどで盛んに報じられるような自立した女性と男性の考え方の不一致によるものというよりもむしろ、経済的理由による離婚に見られるように、それ以前の男女の結婚に対する構えの欠如によるものが大であることが明らかになった。そして、それは彼らの成育過程において望ましい夫婦のあり方を習得する機会がなかったことによるものが多くあった。このことは、しかし単に彼らの育った家庭におけるのみならず、その他のたとえば公教育の分野においても指摘できることである。ちょうど調査対象の夫婦が学校教育を受けた昭和30年代から、我が国は高度経済成長期に入り家庭人としてよりもむしろ労働力としての教育が重視される時期であった。家庭科教育においても、中学校の技術・家庭の新設とともに男女生徒が共同に家庭について学ぶ機会が失くなっている。このことについてはまたいずれ他の論稿で詳しく究明したいと考えているが、以上のような背景の下で育った夫や妻は、夫婦関係を維持していくための基礎的なコミュニケーションという手段すら満足に持つことができなくなっている。離婚は、ある場合には不毛な夫婦関係からの解放であり、必ずしも阻止すべきものとは考えないが、その大部分を占めている明確な結婚像もなく、また二人で作り上げていくという努力に欠けることによる離婚からは何も生まれえないと思う。しかしこのような離婚は、当人たちのこれまでの永い成育歴からよって来るものであり、これを今後多少とも少なくしようとするためには、家庭、学校、社会での地道な結婚に対する教育といったものがなされる必要があるのではないかと感じる。

つぎに、離婚と子どもの非行との関連については一般によく言われるところであるが、これは決してストレートに結びつくものではないということを確認しておく。これまで見てきたところによると、子どもが危機に陥るのは離婚前の夫婦が不和状態にある時、および離婚後の母子家庭の中で、経済生活の困難なことや母親の不安定な精神状況などから子どもに対する監護に支障を来たした時であった。いずれの場合も、その原因を取り除き、母親が立ち直り子どもの方々に目を向ける余裕がでてくれば、子ども自身も落ち着きを取り戻している。この意味で、離婚は子どもにとって、夫婦の不和による監護の不在状況からの解放であるとも言えるのである。そこで、子どものために多少でも離婚の影響を少なくしようとするならば、まず、夫婦不和期間や母親の精神状態が不安定である時に、子ども

を一時的にでも安心して託せるような施設、制度を作ること、さらに離婚後の母子家庭に対するより一層の経済的援助等が考えられなければならない。以前には、このような機能は親族集団や地域が果たしていたと思われるが、そのような人間と人間のつながりが全く失くなってしまって家族が孤立している現在では、早急にこれに代わる有効な制度を創設せねばならないだろう。

ここで子どもと別れた父親との面接交渉について多少触れておく。たしかに、子どもにとって親の離婚という自分に手の届かないところでのいわば事故により、片方の親を剥奪されることは理不尽なことであり、その意味では別れた親とも頻繁に会える状況を作っておくことは、離婚の影響をなるべく少なくしようとするには効果的な方法かも知れない。しかし、これまでの調査の中で多く見てきたのは、別れた父親の側の子どもに対する配慮のなさであり、まるで父親の自己満足のためにのみ現在の面接交渉は機能しているかの如くであった。これは離婚以前の家族生活において、父親の役割が欠如していたこととも相通じるものであるが、我国では一般にあまりにも父子の関係が薄い。基本的にはまずこの点を明確におさえておくことが先決で、面接交渉はこの父子関係を改善してから後の課題になるのではないだろうか。これと関連して、子どもの引き取り、養育料の支払に対する父親の責任感の欠如ということにも言及しておこう。我々の調査した協議離婚では、夫が家を棄て妻と子が残されたという形で母子家庭になり、結果的に妻一人が子どもの親権者監護者となり、夫から養育料も支払われていないというケースが多かった。子どものためにどうあるべきかなどとは全くといっていいほど考慮される余地がないのである。このことから、とくに父親となるものに親としての自覚を促す方策を考えなければならないことを痛感するとともに、現在の当事者だけの協議離婚制度は是非とも見直され、子や妻の利益のために公的機関が何らかの関与をするべく制度づけられることが強く望まれる⁵⁾。

最後に、離婚した母子家庭の母親の多くが心配している父親モデル不在の子どもへの影響については、我々の調査のいくつかで、母親の監護態度次第で良くもなり悪くもなることが確認されたことを付言しておく。むしろ、子どもにとってはこのことよりも、母親の時間的余裕のなさ、精神的不安定などから、子どもに目が向かないことによる影響の方が甚大であることは前に述べたとおりである。問題はこのようにして寂しく育った子どもたちが次代の離婚予備軍とならぬよう、一刻も早く悪循環を断ち切るための何らかの措置をとらなければならない。

注

- 1) 有地亨編『現代家族の機能障害の実態と紛争処理の総合的研究——法、政策のための基礎的調査分析』1985年 科研中間報告書
- 2) 『養護施設児童の人権と親の離婚についての調査』全国社会福祉協議会養護施設協議会 1984年
- 3) 『〈離婚の子ども〉レポート』現代家族問題研究所 1985年
- 4) 詳しくは前掲報告書参照
- 5) 昭和43年度および53年度、57年度の人口動態社会経済面調査（43年度調査、53年度調査、57年度調査と略す）と比較している。